

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	東京都足立区島根3-27-8-602
評価実施期間	令和2年8月5日～令和3年2月28日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	社会福祉法人芳雄会 みのり保育園 シャカイフクシハウジンハウユウカイ ミノリホイクエン		
所 在 地	279-0004 千葉県浦安市猫実2-4-7		
交通手段	東西線浦安駅から徒歩15分 京葉線新浦安駅から徒歩20分		
電 話	047-351-5993	F A X	047-351-5966
ホームページ	hoyuukai.or.jp		
経 営 法 人	社会福祉法人芳雄会		
開設年月日	昭和46年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	浦安市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	8	8	15	32	44	43	150		
敷地面積	2,274.27㎡			保育面積		1,106.2㎡			
保育内容	0歳児保育		障害児保育		延長保育		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	園医の年2回の内科健診・看護師による一日3回の視診にて園児の健康観察を行っている								
食 事	完全給食								
利用時間	平日7:00～19:00土曜日7:00～18:00								
休 日	日曜・祝日・年末年始								
地域との交流	社会福祉協議会主催の子育てサロンを開催 幼稚園、小中学校との交流 自治会・老人クラブとの交流 中・高生のボランティアの受け入れ 職員がボランティアとして地域活動に参加								
保護者会活動	園児のためのイベントの企画・保護者間の親睦を深めるための企画等の活動を行っている								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	21	25	46	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	28	1	2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	1	0	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	浦安市保育幼稚園課	
申請窓口開設時間	浦安市役所の基準	
申請時注意事項		
サービス決定までの時間		
入所相談	浦安市役所の基準	
利用代金	浦安市役所の基準	
食事代金	浦安市役所の基準	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>【保育理念】・心身ともに豊かな子どもの育成を目指す・地域に密着した子育て支援を目指す・子ども、家庭、職員がともに育ち合う保育園を目指す</p> <p>【基本方針】・家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う・家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入園する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う・倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断を持って、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行う</p>
<p>特 徴</p>	<p>当園では0、1、2歳児は担当制を取り入れ、子どもとのより深い愛着関係を築いていきます。3歳児からはより教育的要素を意識し、アクティブラーニング的保育を行う中で、自ら考え行動できる子を育てたいと考えています。食事・休息・排泄・着脱・衛生全般を一つひとつ丁寧に繰り返し身につけさせていきます。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>「いつもこの人が自分のお世話をしてくれる、感情も受け止めてくれる、この人がいると安心する」など、子どもが信頼する大人の存在があってこそ自立と自律が芽生えると考えています。そのため、当園では0、1、2歳児は担当制を取り入れ、子どもとのより深い愛着関係を築いていきます。心が安定してくると「それはなに？」「私もやってみたい」と興味・関心を示すようになり、幼児期には「たのしい、もっとやりたい」と活動をひろげていけるようになります。そこで、より教育的要素を取り入れ、アクティブラーニングを意識した保育を展開しています。食事・休息・排泄・着脱・衛生全般を一つひとつ丁寧に繰り返し身につけ、就学までには身の回りのことは自分でできるようにしていきます。私たちの法人は、園児が保育園から一歩外に出て、災害等がおこった際に助けてくれるのは身近な地域の方という考えのもと、「地域の子ども」として気にかけていただけるよう、地域のみなさんとの交流を積極的に行っています。例えば自治会の夏祭りや餅つき等の行事に職員が参加することで、そこに来られた子どもや保護者のみなさんを認識していただき、身近に感じていただけるようになる事です。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
アクティブラーニング型保育を行っている
これまでの覚えたことの知識量や習得できた技能を重視していた学びではなく、一人ひとりの子どもが興味のある事を子どもなりのやり方で学び、疑問を自分で解決できるように働きかけるアクティブラーニング型保育を行っている。そのため、実際の保育では、子どもたちの「やってみよう！」という気持ちを引き出し、発展させることに注目している。遊びを振り返ったり見通しを立てたりする「主体的な学び」と、自分の思いを伝えたりアイデアを出し合う「対話的な学び」と、自分で気づいたり、先生や友達と話し合いながら考えを深めていく「深い学び」の三つの要素を意識した遊びやプログラムが展開されている。そして、子どもの言葉や行動を保育士が拾い上げ、子どもが生き生きと遊び込めているか、自分を表現できているかなど、一人ひとりの子どもに気を配る保育が行われている。
働きやすい職場環境の実現に向けて取り組んでいる
職員同士のコミュニケーションが活発に行われていることから、職場の雰囲気良く、チームワークが取れていると感じている職員が多い。さらに、リーダー層(理事長・園長・主任)に対して、保育を始めとして業務全般に関する希望や提言など言いやすい雰囲気となっていることで、相談や話し合いもスムーズに行うことが可能となっている。正規職員だけではなく非常勤職員も自分でやってみようと思うことの実現に向けて協力を得たり、アドバイスを受けるなどすることで、結果として保育の質の向上にも繋がっている。休憩時間や有休休暇の取得がしやすいなど、労務面についても配慮されており、気持ちに余裕をもって業務にあたる事が出来る働きやすい職場環境となっている。
食育の推進に努めている
食育は栄養士と共通理解のもとで行われており、その内容については、事業計画の中に食育計画として定められている。子どもが自然との関わりを意識できるように、身近な食材の種の植え付け・栽培・収穫・加工を行うなど、食に関心を持つ子どもに育つことを目標としている。また、食育計画では、アレルギー児への誤食の防止や食中毒の予防など衛生管理の徹底、栄養士・保護者・担任との間で連携を図ったうえでの離乳食の提供などが留意点として挙げられている。さらに、保護者に対して園が大切にしていることや取り組み、食育の様子を情報提供する目的で「食育だより」を月1回発行している。子どもの嗜好や家庭の食環境などを確認する嗜好調査を行って、栄養士と厨房職員との間で子どもが食べやすい野菜の切り方や調理方法などの共通認識を深めるなどの取り組みも行っている。
衛生管理を徹底して、安心して過ごせる環境となっている
「安心できる人的・物的環境のもとでゆったりと過ごす心地よさを味わう」が園の考え方であり、それを実現するために室内・室外の玩具・遊具の点検を毎日行い安全に使用できるようにしている。また、衛生管理にも配慮し、清掃・整理整頓には常に気を配り汚れたらすぐ拭く、子どもが使用していない玩具が棚から出ていたら、すぐに元の場所に戻すことを徹底し、常に室内外が整理整頓された状態にしている。子どもたちも保育者の様子を見ることで、使ったら元の場所に戻すことが出来るよう教育をしている。今年度は新型コロナや感染症対策として温度・湿度・換気配慮し、丁寧な清掃・消毒を日々行っている。手洗いについては看護師が中心となり保護者を巻き込んだ取り組みをしており、子どもたちに対しても生活習慣として継続できるよう働きかけている。

地域との関わりと地域貢献に取り組んでいる

地域の子育てニーズは、父母会、子育てサロンで来園した父母、民間保育協議会などで把握している。子育てサロンは、子育て家庭の交流の場であったり、子育てに関する相談の場として、保育士がわらべ歌、絵本の読み聞かせ、手遊び等を行い、専門性を地域に還元している。また、新たな0～2歳児の保育園として「めぶき保育園」を開設して、地域の保育環境の充実に貢献している。地域との交流は、自治会との交流・支部社協が開催している高齢者サロンへの園児の参加、近隣の幼稚園との交流、図書館・郷土資料館への園外保育等で職員以外の人と接する機会を設けている。また、中学3年生の保育実習、夏休みのボランティア等を受け入れ地域社会と関わりを持っている。また、職員も自治会主催のイベントにボランティアとして参加し地域に貢献している。

さらに取り組みが望まれるところ

マニュアルの見直しと内容の周知徹底が期待される

各種業務を項目ごとにまとめた詳細なマニュアルがあり、提供する保育について標準的な実施方法を定めている。そして、全職員にマニュアルの配付を行うことで、業務の標準化を図ることが出来るようにしている。また、マニュアル検討委員会による見直しが行われ、修正や追記を行っている。しかしながら、職員から怪我や病気等の対応方法についての研修実施とマニュアルの充実化を求める意見が出されている。今後は、より一層質の高いサービスを目指し、実際に行われる保育に沿ったマニュアルへの見直しと研修によって職員間の共通理解が図られることが期待される。

計画的な人材育成を更に進めるための取り組みが期待される

職員に対して、社会人としてのマナーや常識を身につけることから始まり、基本的な保育の実践・新任者への助言・チームリーダーとしての指導や育成・園の経営環境の理解と地域の関係機関との連携と実践・組織運営の調整と改善さらには向上まで経験年数に応じた実践実力段階を定めており、保育に関わる者として求められるスキルを明示している。また、経験年数に応じて、専門職としての基盤・専門的価値と役割・保育実践に必要な専門的知識や技術・組織性まで4つのカテゴリーについて身につけるべき事項を定めた研修体系が策定されている。園としても人材育成については今後も重要課題であるという認識であり、職員からの意見をもっと積極的に研修を受講したいという意見が寄せられていることから、今後の積極的な人材育成への取り組みが期待される。

利用者への更なる情報提供が期待される

保育園に入る前に、保育内容(行事を含め)や保育方法などについて、十分な説明をしており、入園前の見学会では出来るだけ保育士と子どもの関わりを見る事ができる時間に案内を行って、保護者の理解を促している。また、連絡ノートによって、日々の保育園での様子を伝えている。しかしながら、保護者の関心事として、自分の子どもが保育園で過ごしている様子をもっと知りたいとの意見が散見され、今年度においては、新型コロナの流行で季節ごとの行事・懇談会等が中止になり残念とのことであった。園のホームページでみのり写真館として保育園の様子が掲載されているが、子どもが保育園でどのように生活しているかの「見える化」として、新たな情報配信が期待される。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

第三者評価を受け、本園が大切にしている保育内容を評価していただきました。評価いただいた点を継続しながら、アンケート結果を含めた評価後の課題を改善し、今後の保育の質の向上に繋げていきます。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 保育の質の確保	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
			16 提供する保育の標準化	4	0	
		3 保育の開始・継続	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
		子どもの健康支援	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0	
			28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
			29 食育の推進に努めている。	5	0	
5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
	事故対策	31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
	災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
計				129	0	

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。 <p>(評価コメント) 保育理念は職員からの意見も取り入れ、児童福祉法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神も盛り込み、よりわかりやすい表現・内容にしており、園の保育理念・保育の基本方針・保育目標を玄関、廊下、トイレ等の園内に掲示して、職員・利用者(保護者)が常に意識できるようにしている。また、法人の事業計画書、ホームページ等の各種文章にも明文化している。保育園のしおり、毎月発行している園だよりにも保育理念・保育目標を明記して、子ども一人ひとりの個性を大切に、気持ちを十分受け止めながら生涯にわたる人間形成の基礎を培う保育を行っている。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。 <p>(評価コメント) 保育理念・保育の基本方針・保育目標は玄関、廊下、トイレ等、園内に掲示し、常に確認できるようにしている。職員に対しては保育理念・保育の基本方針・保育目標が達成されるように編成された「全体的な計画」が理解されて、指導計画に反映されているか、年齢ごとの年間指導計画で確認を行っている。また、日常の保育の実践においてどうであったかについては指導「月案」の振り返りの会議等で話し合い実行面の反省をしている。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。 <p>(評価コメント) 保育理念・保育の基本方針・保育目標を「保育園のしおり」に明記して入園児保護者に配付しているほか、入園前の内定説明会で重要事項として丁寧に説明を行っている。また、毎月の「園だより」にも掲載しているほか、登降園時に目に触れやすいよう玄関ホールや廊下等への掲示をしている。さらに、園内見学に訪れた利用希望者に対しては、園の保育理念・保育の基本方針・保育目標等を理解した上での希望をして頂けるように園長から丁寧に説明をしている。</p>
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている <p>(評価コメント) 事業計画の作成においては、理念・基本方針から外れることなく重要課題を達成するための検討が行われている。また、年度初めに理事長から職員に向けて事業計画の説明が行われている。倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うことができるように、保育の質の向上を目指して「職員の業務意識の徹底とモラルの向上」を主要課題とした取り組みを行っている。また、今後の園の発展・継続性の維持に向けて人材の確保・育成が重要課題と捉え、働きやすい職場作り・人事制度の整備なども視野に入れた中・長期事業計画の策定を行っている。</p>
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。 <p>(評価コメント) 年間の事業計画などの重要な課題や方針を決定するに当たっては、幹部職員と職員間で合議を踏まえ策定し、理事会での承認を得る仕組みとなっている。また、各計画については、職員会議や各会議で実施状況の振り返りや反省会を行い、見直しへと反映している。リーダー会議等で職員の意見の吸い上げや現場の状況の把握を行い、必要に応じて園の方針等との整合性を話し合うことで、職員間の共通理解に繋がるように取り組んでいる。</p>

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント)子どもにとって良い環境については外部講師を招いて学んでおり、子どもを取り巻く全てを環境として捉え、保育室内の整備のみならず、子どもの発達に併せた玩具の選び方・子どもへの関わり方等の知識・技術が向上するように指導を受けて、職員の意欲や自信を育てている。また、子どもたちに良い環境を提供することを使命として、職員に対しては、子どもの発達に応じた援助的な指導をすることを明示している。安全・安心・丁寧な保育に重点を置き、園の基準を明確にするためマニュアルを整備して、幹部職員が講師となり、園内研修を行っている。保育の質については園長・主任が保育室に出向き、現状を評価・分析し職員の指導を行っている。		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント)法人が作成し、職員に配布している「人権マニュアル」に全職員が守るべき倫理を明記している。幹部職員が職員会議などで、ときおりこれらを用いて説明して、社会人としてのマナー・保育者としての心得・規範ある行動など、職員が遵守しなければならないことの意識化を図っている。さらに、職員一人ひとりが倫理及び法令遵守に関する意識を高めて、保育者として社会的な責任を果たせるように、外部講師を招いて保育技術も含めた研修を行っている。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント)「職員の人事考課に関する要領」には、人事方針、昇格などに関する基準を明記している。また、職務分掌を一覧表にして作成し、職員の役割と権限を明確にしている。人材育成を明文化し、「階層別に職員に求められる専門性」などについて示している。職員の評価については個人面談等を行って伝え、職員に対して説明責任を果たしているほか、人材の育成に役立つような提案をしている。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント)キャリアを積んだ職員が子育ての時期を跨いで仕事を継続できるよう、産休・育休が取得しやすいよう配慮しており、育児休暇を3年に延長し、より働きやすい環境にした。また、職員の有給休暇の消化率や時間外勤務申請の状況確認については園長・主任が行い、仕事の絶対量や負荷の公平性の把握をしている。有給休暇の取得については「休みたいときに休みが取れる」ことを大切に、職員自身で計画するよう指導している。健康診断については、健診センターへ出向いての受診から検診車を園へ呼んでの受診に切り替えて、職員の負担を減らすと同時に、保育に支障がないよう配慮している。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント)法人として職員に対する中・長期の人材育成に取り組んでいる。法人の「事業計画及び中・長期事業計画」に研修の重要性とその取り組みの姿勢を明記しており、保育の質の向上のために職員の育成マニュアルに従って人材育成を行っている。園としては法人の方針を踏襲しつつ次世代育成に力を入れている。年間事業計画では年度の研修計画(参加予定)を立て、職員の経験年数や階層に応じた研修に参加できるようにしている。また、定期的に法人合同研修会を開催して、法人内職員全体の資質向上に努めている。		
11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント)平成26年度より保育課程を改定し、人権尊重の項目を加え、外部講師による研修、幹部職員による研修を行って今まで以上に人権に配慮した保育に取り組んでいる。具体的には、担当制の保育を取り入れ、子どもに対して丁寧なかかわりが出来るようになり、子どもの欲求を受け止め、保育士は大きな声を出すことなく、優しい眼差しで見守っている。園では人権尊重とはこうした実践から始まると考えている。また、虐待を受けていると疑われる子どもを発見した場合、園長が中心となって行政の保育幼稚園課、子ども家庭支援センター、児童相談所とも連携して解決にあたる仕組みが出来ている。育児困難家庭とも丁寧に対話することで改善・解決が図れるように取り組んでいる。		

12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント)個人情報保護法に基づいて「個人情報保護規定」および「プライバシーポリシー」が作成されており、利用者の個人情報に関する書類は施錠付き書庫にて管理している。保護者には内定面接時に行われる重要事項説明会で個人情報保護について説明を行っている。また、個人情報の取り扱いは、保護者から受け取る際も、渡す際も必ず本人を確認して手渡すこととして情報漏えいを防いでいる。職員に対しては、入職時に誓約書を提出させ、園内研修を実施して内容の周知に努め、実習生については、主旨の説明をするともに所属する学校に「誓約書」の提出を依頼している。ボランティアについてはオリエンテーション時に説明し口頭での約束を得ている。		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント)利用者満足の向上を図るため、第三者評価利用アンケート、行事後のアンケート等から保護者の意向を把握している。その他に年2回の懇談会を開催して、利用者の意見を聞く機会を設けている。父母会からの要望等もとりまとめて随時記録している。また、日頃から保護者とのコミュニケーションを取るようになり、話がしやすい雰囲気作りを心がけている。利用者からの意向把握の一環として、毎月のお誕生会に該当する保護者を招待し、給食の試食を行いながら座談形式で直接意見を聞き取っている。保育参加に来た保護者には主任が参観後の感想やや園に対しての要望を直接聞きとっている。また、玄関に意見箱を設置して意見・要望を投函できるようにしている。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント)重要事項説明書に苦情受付担当者や責任者・第三者委員を明記している。また、苦情解決の流れやご意見受付書など、苦情解決のしくみがわかるマニュアルを整備している。玄関の目につきやすい場所に苦情解決のポスターを掲示しており、意見箱も設置されている。苦情解決の仕組みについては、重要事項説明の中で保護者に周知しているが、日常的な対話・コミュニケーションが大切と考え、保護者が相談しやすく意見の言いやすい雰囲気を作るように園長を中心に「聴く」姿勢を心がけて配慮している。		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント)提供する保育の質については、指導「月案」の振り返りを定期的に行う体制を整備し実施している。園全体のことに關しては、第三者評価の結果を公表しているほか、第三者評価の結果をもとに管理職が課題を明確にしている。改善策は、管理職会議・リーダー会議・職員会議等で検討している。保育の質の向上については、マニュアルの充実と職員の資質向上に努めて、職員会議で課題と改善策を共有するほか、改善に向けて管理職が園内研修を実施している。		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■ マニュアル作成は職員の見直しのもとに行われている。
(評価コメント)提供する保育についての標準的実施方法を定める目的として、各種業務を項目ごとにまとめた詳細なマニュアルを策定している。分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用しており、マニュアルの内容を全職員が把握することで、業務の標準化が図れるよう取り組んでいる。また、サービスの充実を目的として、職員の意見が反映されるように配慮しつつ、法人各園の副園長・主任が中心となり必要に応じて修正や追記を行っている。		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント)問い合わせ、見学は随時受け付けており、園長が対応している。今年度は、新型コロナウイルス感染症予防対策として、一回一組で案内をしている。入園希望者が見学に訪れた際は園の考え方を十分に説明し、質問・疑問にも答え、実際に保育している様子も見られるようにしている。また、ホームページは、保育内容が分かるように工夫しているほか、見学の問い合わせも電話だけでなくホームページからメールにて受け付けることで、問い合わせがさらに行ない易いように配慮している。		

18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント)入園内定が決まった保護者には、入園内定説明会を行い、「重要事項説明書」「保育園のしおり」を用いて保育理念・基本方針・保育目標、保育の内容、園のルールを園長・主任・各専門職が説明をしている。また、個別の面接時には「面接設問表」を用意し記録することで、必要な情報の聞き漏れがないようにしている。食物アレルギーや特別な支援が必要な子供についてはその内容を含めた面接を行っている。		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント)保育課程は、法人の保育理念・基本方針・保育所保育指針・地域の実態を踏まえて作成されている。保育課程の策定は、同法人が運営する園の園長が中心に携わり、児童福祉系大学の准教授をアドバイザーとして迎えている。保育課程では子どもの成長・発達を長期的視野で継続的に捉え、発達過程に応じた保育のねらいや内容、保育の環境を体系的に構成しており、これに基づいて年間指導計画・月案・週案を策定することとなっている。また、保育過程は園の方向性を示す重要な指針となるため、研修会にて全職員が共通理解できるように務めている。		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント)年間指導計画は、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容を盛り込んで策定しており、その際には、保育課程に基づいて発達過程を見通し、生活の連続性・季節の変化を考慮している。年間指導計画は、各期で振り返りを行い、園長・主任・クラスリーダーが評価し、今後の課題について検討を行っている。個別計画は、3歳未満児と配慮が必要な子どもに対して策定することとなり、担任を中心に主任が指導助言を行っている。また、年間指導計画に沿って月案(年間計画を具体化するために1ヶ月の生活を見通して立てる指導案)が作成されており、前月の保育内容についての評価を行い、その結果を踏まえて翌月の計画を策定している。保育の基本として、一人ひとりを大切にし、子どもの気持ちを受け止め、丁寧なかかわりをするにより、愛着関係が生まれ、その愛着関係を基盤に、子どもが安定しよりよく成長できるよう配慮している。		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント)子どもがより良く育つには、より良い環境作りが必要であるという考えのもとで、一日の生活の中で遊びに夢中になれる時間を確保しているほか、その日の続きが翌日にも出来るような環境を整えている。各保育室には子どもが自由に遊ぶことのできるスペースを用意して、発達に適した質の良い玩具を配置し、保育士が子どもの遊びの中に入って見守りをする事で、一人ひとりの子どもの関心や成長に合わせた保育が行われている。		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント) 園庭に畑を作り、花や野菜を育て、水やり・草取りなどの世話をして自然と親しんでいるほか、食育行事として「焼き芋会」を行い、収穫・芋洗い・芋包み・落ち葉拾い・かまど作り、最後に焼き芋を食するまでの、食に関するすべてを体験できるようにしている。また、身近な動植物に触れることが出来るように、保育室で観葉植物を世話したり、ザリガニ・メダカ・カブトムシ等の飼育をしたり、園庭のみかんの木につく幼虫を飼育してアゲハチョウになるまで観察したりしている。地域との交流については、社会福祉協議会が開催している高齢者サロンへの園児の参加や近隣の幼稚園との交流、図書館や郷土資料館への園外保育等で職員以外の人と接する機会を設けている。また、中学3年生の保育実習や夏休みの中高生のボランティア等の受け入れを行い、地域社会との関わりをもっている。しかしながら、昨今流行している新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、今年度に関しては限定的な関わりとなっている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント) 保育士は子どもの間に入り、子ども同士がお互いに理解し、より良い関係の構築がなされるように、子ども一人ひとりの個性に応じた肯定的な言葉かけを行っている。また、子どもに対しては子どもの気持ちを受容しつつ、「やっではいけないこと」を1対1で大きな声は出さず理解できるまで繰り返し伝えている。また、けんかやトラブルが起きた時には、保育士が仲立ちとなり、子供の気持ちを代弁したり、アドバイスしたりすることで、自分達で解決出来るように後押ししている。また順番を守るなどの社会的ルールを身につけるために、遊びの時間を通して、乳児期から丁寧な指導を行っている。さらに、異年齢交流では、年齢の違うクラスが同じ植物を育てる中で、自然との交流が持てるようにしている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント) 現在は特別な配慮を必要とする子どもは在籍していないが、特別な配慮を必要とする子どもには個別の指導計画の策定をするともに、主任を中心にケース会議を開催し、担任だけではなく園全体できめ細かい対応が出来るような体制を整えている。また、担当保育士は外部の研修に参加して対応能力を向上させているほか、発達センターの助言を受けて、子ども・保護者に適切な対応が出来るようにしている。入園後に子どもに障害が発生した場合には、専門機関に相談することで、引き続きサービス提供を行うこととしている。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント) 時間外保育については、同じ非常勤職員が担当するように配置し、パートナーとなる正規職員は可能な限り担任を配属できるようなシフトを組んでいる。保育室についても、子ども一人ひとりがくつろぎ、落ち着いて過ごすことが出来る環境を整えている。さらに時間外保育では、お迎え時の保護者への説明や対応で細心の注意が求められることから、保護者への伝達漏れがないように、引き継ぎ事項が記載されている伝達簿に基づいて、連絡事項やその日の出来事などを伝えている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント) 家庭とは、日々の送迎時の会話や連絡ノートで情報交換をしている。また、クラス懇談会・個人面談への出席や実際に行なわれている保育への保護者の参加(保育参加)を働きかけている。保育参加では、間近で保育士と子どもの関わりを見ることで園での取り組みに共感し、家庭でも同じようにしたいとの感想をいただいている。日常的な保護者からの相談には担当保育士が対応し、相談内容と経過が記録され、情報共有のため園長と主任への報告が行われている。関係機関とは、就学先の小学校に対して、保育所児童保育要録を送付したり、年長児が学校見学に行ったり、園外保育として小学校の校庭で遊んだりしているほか、幼保小連絡会の研修に参加するなどしている。しかしながら、昨今流行している新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、今年度に関しては限定的な関わりとなっている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。

<p>(評価コメント) 発育及び発達に適した生活を送ることができるように保育するために、看護師が中心となって保健計画を策定している。保育中は看護師が一日3回以上クラスを巡回して健康状態を観察し、健康カードに記録している。また、家庭に対して生活リズム形成や健康増進についての情報提供を行っている。日々の子どもの様子は、登園時の観察・保護者からの申告・連絡ノートで確認し、視診表・保健日記に記録している。さらに、子どもの健康状態・発育・発達状態は、嘱託医等による定期的な健康診断で把握している。</p>	
28	<p>感染症、疾病等の対応は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント) 感染症が疑われる場合や怪我をした場合は、『感染症防止マニュアル』『子ども安全マニュアル』に基づいて、職員・保護者に速やかに状況を連絡し、必要に応じて嘱託医に相談したり医療機関への受診を行ったりしている。感染症が発生した場合は、玄関・クラスの掲示板・メール等で発生状況を知らせている。特に、昨今流行している新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、3歳児以上についてはマスクの着用を義務付けるほか、玄関横に手洗い場を新たに設置し手洗いの励行を促すとともに玄関での検温も行っている。園児・職員・保護者の手洗いについては、ブラックライトで菌を可視化し、意識の向上を図って手洗いの習慣化に取り組んでいる。</p>	
29	<p>食育の推進に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント) 年間の食育計画を策定し、子どもに食べることの喜びと食べ物への興味・関心が高まるように取り組んでいる。子どもが自らの感覚や体験を通して、自然のサイクルを学び、自然の恵みを感じることが出来るようになるために、園内の畑で、土づくり・種まき・水やり・草取り・収穫・種取りという一連のプロセスを経て作物を育てている。また、子どもたちが厨房の見学をすることで、厨房職員との関わりを持つとともに、食材の調理過程を知る機会を設けている。献立内容は、旬の食材を使用し、薄味で食物本来の味を大切にしているほか、できるだけ添加物の使用を避けている。食物アレルギーの誤食対策としては、調理した職員と運ぶ職員が間違いないことを確認したのちに、クラス内で担任と担任以外の職員が確認してから子どもに提供を行っている。その際には他の園児と区別のつくトレイに乗せて提供している。食事は無理強いをせず、楽しく食べることを第一に考えている。</p>	
30	<p>環境及び衛生管理は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント) 「安心できる人的・物的環境のもとでゆったりと過ごす心地よさを味わう」が園の考え方であり、それを実現するために、施設の温度・湿度・換気・採光・音などを適切に管理している。室内・室外の玩具・遊具の点検を毎日行い、安全に使用できるようにしている。衛生管理にも配慮し、清掃・整理整頓には常に気を配り、汚れたらすぐ拭き、子どもが使用していない玩具が棚から出ていたら、すぐに元の場所に戻すようにしており、常に整頓された状態にしている。子どもたちも保育者の様子を見ることで、使った元場所に戻すことが出来るよう教育をしている。清潔保持の観点から手洗いは、看護師が中心となり保護者を巻き込んだ取り組みを行っている。担任は生活習慣として継続できるように働きかけている。</p>	
31	<p>事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント) 職員に対して事故防止には「子どもから目を離さない」を基本とすることを繰り返し伝えている。事故発生時の対応についてはマニュアルを整備するとともに、事故防止委員会にてヒヤリハットや事故報告についての統計処理を行い、その結果を職員会議で報告を行い、事故原因と対応策の検討を行っている。さらに、事故だけではなく、こどもの噛みつきやひっかきなどに対しても再発防止策を検討している。乳幼児突然死症候群の予防は、うつ伏せになったら体位を変え、午睡チェック表を全クラスで記録している。事故を未然に防ぐため遊具等の点検は毎日早番の職員が行い、簡単な整備・管理は用務担当職員が行っている。不審者対応についても市の防犯課の協力を得て訓練を行い、防犯意識を高めている。</p>	

32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント) 火災・地震・風水害に備え、防災マニュアルを整備し、非常時の役割分担を取り決めているほか、月1回の訓練を実施している。訓練にあたっては、関係機関と連携できる体制を整えることで、より実践的な訓練が出来るようにしている。また、消防署職員の指導のもとでの消化訓練やスモーク体験など、災害を身近に感じることが出来る機会が設けられている。災害時における保護者への連絡は、ホームページへの掲載と一斉メールの送信で行うことを全職員に周知している</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント) 地域の子育てニーズは、父母会や園庭開放で来園した父母からの情報や民間保育協議会などで把握している。子育てサロンは、子育て家庭の交流や子育てに関する相談の場として提供している。また、子育てサロンでは、わらべ歌・絵本の読み聞かせや手遊び等を保育士が行い、専門性を地域に還元している。地域との交流は、自治会・デイサービス・郷土資料館のボランティア・老人クラブ、近隣の幼稚園・小学校・中学校など、積極的な交流を図っている。また、職員も自治会主催のイベントにボランティアとして参加し、地域に貢献している。しかしながら、昨今流行している新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、今年度に関しては限定的な関わりとなっている。</p>		